



## 産前産後期間の国民健康保険税が減額されます

町では、国の法改正に伴い、令和6年1月より国民健康保険の被保険者で出産される方の産前産後の一定期間、国民健康保険税の減額を実施します。

**対象となる方：**国民健康保険被保険者で、出産（予定）日が、令和5年11月1日以降の方

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいいます。死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産された方を含みます。

**対象期間：**出産予定日又は出産月の前月から4か月間

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産月の3か月前から6か月間）

	3か月前	2か月前	1か月前	出産（予定）日	1か月後	2か月後	3か月後
単胎							
多胎							

**対象保険税：**出産される方の産前産後期間の所得割額及び均等割額

**届出方法：**出産予定日の6か月前から届出できます。

**必要なもの：**出産予定日及び単胎妊娠又は多胎妊娠の別が確認できる書類（母子健康手帳等）

世帯主及び出産被保険者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）

出産育児一時金（直接払い制度）の支給を受ける方は届出は不要となります。

すでに保険税を納付しており、減額によって過払いが発生する場合は還付します。

制度について不明な点があれば、問合せください。

**問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121**



## 保育所（園）の利用申込み

就学前の子どもの保護者が、就労や病気等の理由で子どもの保育を必要とする（日中保育できる家族がいない）場合、次の保育所（園）の利用申込みができます。

施設名	開所時間	備考
大川保育所（町立）	午前7時30分～午後6時30分 （延長保育終了時間：午後7時）	延長保育実施あり
中央保育所（町立）	午前7時30分～午後6時	一時預かり実施あり
ほうりゅうじ保育園（私立）	午前7時30分～午後6時30分 （延長保育終了時間：午後7時30分）	延長保育・一時預かり実施あり

**受付場所：**子育て・健康推進課

**受付期間：**1月9日（火）～1月31日（水）

※5月以降に入所を希望する場合は、利用を希望する月の前々月11日～前月10日までに申込みください。

**申込みに必要なもの：**次の①、②につきましては、受付場所にて配付します。

①教育・保育給付認定申請書（兼）施設等利用申込書 ②保育の必要性を証明する書類（就労等証明書など）

※その他、状況に応じて追加書類の提出が必要な場合があります。

- ・申込みは先着順ではありません（受付期間終了後、15日頃に利用調整会議を実施します）。
- ・申込み及び保育所（園）に関する情報の詳細は、町ホームページまたは上記受付場所にてお渡しするパンフレットをご覧ください。
- ・認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用申込みは、各施設にて随時受付けています。

詳細については、希望する施設に問合せください。

**問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122**

## ご存じですか？「エシカル消費」

みなさんは、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。

エシカル（倫理的・道徳的）消費とは、より良い社会に向けた、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

例えば、障がいのある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産商品の購入、マイバック・マイボトルを活用することもエシカル消費です。

毎日の暮らしの中で、できることから少しずつ「エシカル消費」を取り入れてみませんか。

※SDGsの17のゴールのうち、特にゴール12（つくる責任 つかう責任）に関連する取組です。